## 因果関係の認定

福

俊

輔

永

はじめに

裁判実務の因果関係の判断枠組み

わが国における因果関係

三.因果関係の認定

むすびにかえて

はじめに

一般に、因果関係とは、

「原因—

結果」の関係をいう。刑法学においては、実行行為と現に生じた結果との間に「原因―結

西南学院大学法学論集

第四七巻

第一号 (二〇一四年 五月

六一

0)

刑法学における中心論点の一つとして数多の議論が積み重ねられ、

現在に至っている。

0) 果」の関係があるかという形で問題とされ、 因果関係は、 とりわけ結果犯において、その成立のために必要な要件とされてきた。 両者の間にそうした関係がある場合に、結果の実行行為への帰属がなされる。こ 因果関係論は、 長い 間に渡ってわが国

ど様々な見解を見るに至っており、 説的地位に君臨してきた。 ぐって争いはあったものの、 果関係をめぐる議論は、 しかしながら、 相当因果関係説を採用するというただ一点においてはほぼ争いがなく、長きに渡りこの見解が通 とりわけ近時において活発なものとなっている。 理論的な対立状況が顕在化しているのである。 近時における議論では、 相当因果関係説を採用しない方向での見解が主張されるな かつては、 学説において、 その判断基底をめ

高 を明示的に採用していないとして、 響を呼んだ。すなわち、予見可能性を基準とする相当因果関係説の具体的な判断方法に問題があるから実務が相当因果関係説 行ったのである。 南港事件最高裁決定 一裁は、 近時のこうした因果関係の議論状況は、いわゆる「相当因果関係説の危機」に端を発する。この およそ経験的に通常とは言い難い第三者の行為が介入した場合における因果関係について、これを肯定する判断 ところで、本決定をめぐっては、 (最決平成二年一一月二○日刑集四四巻八号八三七頁) を契機に叫ばれるに至った。 相当因果関係説に対して厳しい批判が加えられたのである。こうした批判を端緒として、 最高裁の判断枠組みもさることながら、 何よりも本決定の調査官解説が反 「危機」は、いわゆる大阪 本決定におい 最

だ』と受け止める傾向が非常に強くある」ことが指摘されている。その意味においては、この「危機」は、 ところで、このような 「相当因果関係説の危機」が叫ばれた背景として、 「『判例から顧みられない理論では学説の危機 学説の側におけ

大幅な自己変革を余儀なくされるに至った。

学説

の側は、

相当因果関係説について、

る「危機『感』」とみることも可能であろう。すなわち、近時の因果関係をめぐる議論の活性化は、この「危機」/「危機

『感』」を克服するためにもたらされたものであると評価できるのである。

限らないのである。 抜きにしては、 かったのか、なぜ、 いう点は反省すべき点であろう。その意味でも、なぜ、相当因果関係説が裁判実務の因果関係とリンクしたものを示してこな するのでもない。 ば学説ではないということを意味するのではないし、逆に、学説が常に裁判実務に追随しなければならないということを意味 てきたということを意味しまいか。その意味での「問い」である。 を押されたわけであるが、これは結局、 もっとも、ここでいう「相当因果関係説とは何であったのか」という問いは、 15 しかしながら、 長きに渡り通説的地位に置かれてきた相当因果関係説とは何であったのかという問いを想起させずにはいられない。 右に見たように、 「相当因果関係説の危機」以降示されている種々の見解についても、 その一方で、こうした近時の因果関係をめぐる議論状況は、 しかしながら、 「相当因果関係説の危機」と呼ばれる状況に陥ったのかについての検証を必要としよう。こうした検証を 学説が、因果関係に関して、 実務の側から、 長期間に渡り、 相当因果関係説はその判断方法に問題があるという一言の下に否定的な烙印 学説が裁判実務に対して何ら影響を与えることなく、 長期間に渡り裁判実務とリンクしたものを示してこなかったと 勿論、常に裁判実務に対して何らかの影響を振るわなけれ 相当因果関係説の理論的・結論的妥当性を問う その見解を採用するという一点においてほぼ争 再び、 同様の「危機」が起こらないとも 独善的に推移し

右のような問題意識から、そうした検証の一環として、裁判実務の因果関係の認定に関して検討を行うことをその

西南学院大学法学論集 第四七卷 第一号

六四

1 井田良「因果関係の『相当性』に関する一試論」『犯罪論の現在と目的的行為論」 (成文堂 一九九五年) 七九頁

2 大谷直人「判解」『最高裁判所判例解説刑事編(平成二年度)』二三九頁以下。

3 甲斐克則「過失犯と因果関係」Law & Practice五号(二〇一一年)二三三頁

4 この点につき、佐伯千仭「共謀共同正犯」『刑法改正の総括的批判』(日本評論社 一九七五年) 一二四頁

わが国の近代刑法の黎明期においては、因果関係については知られていなかった。すなわち、この時期を支えたフランス刑

わが国における因果関係

法学、とりわけボアソナードに学んだ刑法学において、因果関係について論じられていなかったのである。因果関係は、

ツ刑法学の導入とともにわが国に紹介され、ドイツ刑法学の隆盛とともに定着するに至った。

とされる。 件説と相当因果関係説がほぼ同時に紹介された。ドイツ刑法学における因果関係をわが国に導入したのは、 原因説から条件説、 岡田は、ブーリー等の説にならい、いわゆる仮定的消去法により因果関係を判断する条件説を採用した。そのわず そして相当説へと推移してきたドイツにおける因果関係論の発展過程と異なり、 わが国 岡田朝太郎である においては、 条

か後、 もたらされたこの立場は、泉二新熊によって「相当因果関係説」の訳語が当てられたとされる。 メ得ラルヘキ場合ニ限リ原因ト云フコトヲ得」とするもので、 わって普通原因説が主張された。この見解は、 小疇伝によって、仮定的消去法による因果関係の判断の基本的妥当性を承認しつつ、その例外として結果的加重犯と関 「意思ノ實行カ吾人ノ經驗ニ依リ普通ニ此ノ結果ヲ生スルニ適合スルモノト認 わが国における相当因果関係説の嚆矢とされる。 小疇によって

当因果関係説に同時に接した点が挙げられるとされる。その後のわが国の因果関係論においては、 係説が圧倒的通説とされるに至った。 ドイツにおいて相当因果関係説を形作った時期の教科書等を通じて、それとほぼ同じ時期に、 これら見解の紹介直後より、 相当因果関係説が、次第にわが国の刑法学者の中で支持を増やしていった。その理由として、 わが国の刑法学者が条件説と相 周知のように、 相当因果関

状況もあった。 加えて、 に還元されていたといえる。 説12 場である。その上で、 発生するのが経験上通常である」ときに相当性を認め、そうした相当性要件を満たす場合にのみ刑法上の因果関係を認める立 に基づく条件説の原理的正当性を前提としつつ、 が主張された。 この見解は、 従来のわが国の因果関係論において、これら以外の見解には、 条件関係と相当性という二段階から因果関係を判断するもので、仮定的消去法(conditio sine qua non公式) 因果関係をめぐる問題は、 相当因果関係説の内部で、 条件関係のみで刑法上の因果関係を認める条件説を採用する論者は極めて少数にとどまっており、 そのままこうした判断基底をめぐる争い―とりわけ、 相当性判断に際しての判断基底をめぐる相違により、 結果に対して条件関係に立つ行為のうち、 「市民権」が与えられていないかのような観を呈する 「その行為からそのような結果が 客観説と折衷説との争 主観説、 客観説流、 折衷

わゆる米兵ひき逃げ事件最高裁決定

(最決昭和四二年一○月二四日刑集二一巻八号一一一六頁)を契機として、

状況にあっても相当因果関係説の優位は揺るぎのないものであったといえるのである。 いずれにせよこうした理論状況は、 ように、 の内容として因果経過を当然に含むから因果経過の相当性のみを問題とすれば足りるとする見解の主張もなされている。 為の相当性のみを要求する見解や、 情とはかかわりなく行為者の行為から結果が発生する可能性が相当程度存在した時には相当因果関係説が肯定されるとして行 もっとも、こうした見解に対しては、行為後に介在事情が存在し、それが因果経過に影響を及ぼした場合であっても、 為それ自体の相当性、 因果経過に一定の影響を及ぼした場合について因果関係を否定したものであったことと関わって、 因果関係をめぐる問題に変化が生じた。すなわち、 しかしながら、こうした相当因果関係説の妥当性を前提とした理論状況は、 相当性判断の構造が因果関係をめぐる議論の俎上に載せられ、ここに理論的対立状況が生まれたのである。 および、因果経過の相当性に区別してこれを判断しなければならないとする見解が主張されたのである。 相当因果関係説に依拠することを前提としてなされたものであり、 因果関係は行為と具体的構成要件的結果との関係を問題とする以上、 後述するように、本決定が、行為後に介在事情が存在し、その介在事情が 前述の「相当因果関係説の危機」を契機として、 相当因果関係の判断は、 したがって、こうした その具体的結果はそ もっとも、 介在事 この

至ったのである 定的な見解が示されたことをきっかけに、この状況に対応するため、 変するに至った。 すなわち、 右に見たように、実務の側から、 相当因果関係説に対して、 ドイツの議論を参考にして、様々な見解が主張されるに 判例によるその採否を含めて否

ここで主張された見解としては、 例えば、 結果との間に条件関係を有する行為が許されない危険を創出し、 その危険が結果

ら後者が生じる法則的関係がある場合に条件関係を認め因果関係を肯定する合法則的条件関係説などがある。 に実現した場合に行為への結果の帰属を認める客観的帰属論や、行為と結果との間に時系列的な前後関係があり、 とりわけ客観的 かつ前者か

帰

属論は、

現在のわが国における因果関係論において有力な立場となりつつある。

その枠組みに手を加えて「危機」への対応を模索し、「危機」を乗り切ろうとする流れも存在する。 係説を離れて「危機」に対応する流れに位置づけられる。これに対して、従来の通説であった相当因果関係説を維持しつつ、 これら見解は、 従来の通説であった相当因果関係説に代わるものとして主張されたもので、その意味において、 相当因果関

結局のところ通説的地位におかれてきた相当因果関係説の「生残り」をかけた議論に収斂しているといえよう。 現 在の わが国 「の因果関係論は、こうした二つの流れに大きく分けられるとされる。その意味において、 現在 の因果関係論は、

的に条件説の正当性を認めており、 在を前提としている点においては一 合法則性という観点を加えて条件説を修正する見解も、その程度の差こそあれども、右に見たように、 それは ところで、右のようにわが国における因果関係論の状況を眺めると、ある特徴が浮かび上がってくることに気付かされる。 従来の通説である相当因果関係説を採用する見解も、 わが国における因果関係論が、 致しているのである。このように、 わが国の因果関係論は、 条件説をその起点として構成されているという点である。 そうした条件説の正当性の上に成り立ってきた議論であると見る 近時の有力説である客観的帰属論を採用する見解も、 因果関係がわが国に紹介されて以来、 条件説を採用する見解はも いずれも条件関係の存 学説 の側は伝統 さらには

方で、裁判実務は、 因果関係につき自らがよって立つ立場を明確にしていない。そのため、 かねてより、 裁判実務がいず

ことができるのである

五月)

に依拠すれば因果関係を認めることに疑問がある場合についてまで判例は因果関係を肯定してきた。 n とができたのである 大審院以来基本的に条件関係のみで因果関係の成立を認めるという条件説に立っていると一般に理解されており、 11 「条件説を採る裁判実務に対して相当因果関係説を採る学説が批判をする」という因果関係をめぐる議論の構図を看取するこ かと判断される判例も少なからず存在したが、それら判例はいずれも因果関係を否定しておらず、 の立場に依拠して因果関係の認定を行っているのかをめぐって争いがあった。この点、相当因果関係説を採用したのではな さらには相当因果関係説 それゆえ、 裁判実務は

決定が、 ところで結果発生の経験的通常性を問題とし、その欠如を理由に因果関係を否定した。右にも示した米兵ひき逃げ事件最高裁 かしながら、 従来相当因果関係説を通説としてきた学説の側のみならず、 それである。 その後、 本決定については、因果経過の相当性を要求する相当因果関係説が最高裁によって明確に採用されたと 行為者の行為後に第三者の故意行為が介入した事案について、 実務家からも注目された。 裁判実務は、 条件関係が認められる

がら、 そもの前提において学説の因果関係論と裁判実務の因果関係との間に「ずれ」が生じており、 もとで可能であることに注意が必要である。 条件説ないし相当因果関係説を採るとされた裁判実務の因果関係とリンクしていると評価することが可能であろう。 このように眺めてみると、学説の因果関係論は、 こうした評価は、 右に見たような「従来の裁判実務の因果関係に対する理解を前提とする限りにおいて」という留保の なぜならば、 少なくとも条件説を前提に因果関係論を考察しているという点において、 右のような裁判実務の因果関係に対する理解に誤りがあれば、 両者はリンクのしようがないと しかしな

いうことになるからである。

頁 が介在した場合に因果関係を肯定したいわゆる柔道整復師事件最高裁決定 疾患事件最高裁判決 判例が定着することはなかった。例えば、条件説に依拠した判断を行い因果関係を肯定したとされるいわゆる布団蒸し心臓 などが相次いて出されたのである。さらに、 相当因果関係説を採用したとされた米兵ひき逃げ事件最高裁決定以降、 学説の側は、 (最判昭和四六年六月一七日刑集二五巻四号五六七頁) 裁判実務の因果関係に対する理解の見直しを余儀なくされるに至った。 前出の大阪南港事件最高裁決定をめぐって相当因果関係説の採用が否定され (最決昭和六三年五月一一日刑集四二巻五号八〇七 ゃ 経験的に通常とは言い難い被害者側 相当因果関係説に依拠するような最高裁 の落ち度

たことから、

0) 因果関係論と裁判実務の因果関係がリンクしてこなかったのではなかろうかとの疑問を抱く。この点につき、 題になる事例が従来からそれほど変化しているわけではないという指摘を併せ考えると、 表されるように、 況にある。 条件説に依拠して裁判実務が因果関係を判断しているという理解に回帰したのかと問われれば、 な脱相当因果関係説の動きや従前の相当因果関係説に手を加える動きがあるのである。それでは、 理解は、 因果関係論と裁判実務の因果関係との間に 裁判実務が、 ほぼ共有されるに至ったといってよいであろう。だからこそ、裁判実務の状況に対応するために、 これは、 学説において従来議論されてきたような相当因果関係説に依拠して因果関係を判断しているのではないという 裁判実務が明確に条件説的表現を採らなくなってきたことに起因する。 実務が否定した相当因果関係説の枠組みはおろか、 「ずれ」が生じており、 それゆえ、 近年の判例において、 学説の烈々たる議論にもかかわらず、 右に示したような前提における学説 加えて、判例において因果関係が問 Ų 必ずしもそうとはいえない状 わゆる 従前理解されていたような、 「危険の現実化」 章を改めて少し 右に示したよう 学説の 一に代

く検討を加えよう。

- 1 BON, La causalité en droit penal, Paris, 2006, p.2)。もっとも、フランス刑法において、因果性が全く考えられてこなかったというわけではない. 現在でも、フランス刑法においては、一般に、因果関係は立法者においても学説においても関心を引く話題ではないとされる(P. - A.
- 2 ドイツにおける因果関係論の発展経過に関して、 例えば、共犯における因果性について、拙稿「フランス共犯規定とオルトランの共犯論」九大法学九九号(二〇〇九年)八五頁以下。 例えば、山中敬一『刑法における客観的帰属の理論』(成文堂 一九九七年)、林陽一『刑法にお
- 3 牧野英一『刑法研究 ける因果関係理論』(成文堂 二〇〇〇年)など。 第八巻』(有斐閣 一九三九年)四八頁
- 4 にはじまるとされる(福田平「わが刑法学とドイツ刑法学との関係」一橋論叢九七巻六号(一九八七年)七三五~七三六頁)。 者の知らなかった不作為犯、間接正犯についても論及しており、ドイツ刑法学の影響が大きいことを伺うことができ、また、同書がドイツ的概 岡田朝太郎『刑法講義(全)』(明治法律学校出版部講法会 一九○三年)五四頁以下。岡田は、 念構成によって構築されたわが国初の刑法の著書であるとされる。こうしたところから、 わが国におけるドイツ刑法学の本格的な導入は 同書の中で因果関係の他にもそれまでフランス法学 岡田
- 5 小疇伝『日本刑法論(総論之部)〔訂正増補二版〕』(日本大学 一九〇六年) 一二三頁。
- 6 小疇·前掲『日本刑法論』一二三頁
- 7 山中・前掲『刑法における客観的帰属の理論』二○頁
- 8 牧野·前掲『刑法研究 第八巻』三八三頁
- 9 10 山中敬 | 構成要件論(特集・刑法典の百年)」ジュリスト|三四八号(二○○八年)| 六頁
- 宮本英脩『刑法大綱』(弘文堂書房 一九三五年) 六四頁
- 11 講義総論(上)』(有斐閣 小野清一郎『新訂刑法講義総論〔第三版〕』(有斐閣 一九五○年)一一二頁、平野龍一『刑法総論Ⅰ』(有斐閣 一九八三年) 二七五頁以下など。 一九七二年)一四一頁、 内藤謙 刑法
- 12
- 団藤重光 [刑法綱要総論[第三版]] (創文社 一九九○年)一七七頁、大塚仁『刑法概説(総論)〔第四版〕』(有斐閣 二〇〇八年)二二八~二二九頁

大谷實『刑法講義総論〔新版第四版〕』(成文堂 二〇一二年)二〇七頁など。

13 そうした見解を採る者として、下村康正『犯罪論の基本思想』(成文堂 一九六○年)、岡野光雄『刑法における因果関係の理論』(成文堂

14 相当因果関係説についてのみ言及がなされている 例えば、 平野龍一『刑法総論Ⅰ』(有斐閣 一九七二年)一三三頁では、 「因果関係については、 現在二つの説が主張されている」として、 条件説と

15 |野朔||因果関係||中山研一ほか編||現代刑法講座第一巻||刑法の基礎理論||(成文堂||一九七七年)三||七頁以下| 井上祐司「介在事情と判断基底の問題―刑法における相当因果関係説の検討―」『行為無価値と過失犯論』(成文堂 一九七三年)一六五頁以下、

町

16 平野·前掲『刑法総論Ⅰ』一四六頁。

山口厚「因果関係論」芝原邦爾ほか編「刑法理論の現代的展開 総論 I 』(日本評論社 一九八八年)六一頁

小林憲太郎 [因果関係論と客観的帰属] (弘文堂

二〇〇三年)。

20 こうした流れに位置するものとして、例えば、井田良「因果関係の『相当性』に関する一試論」『犯罪論の現在と目的的行為論』(成文堂 七九頁以下、前田雅英『刑法総論〔第五版〕』(東京大学出版会 二〇一一年)一八九頁以下など。 一九九五年)

21 高山佳奈子「相当因果関係」山口厚編著『クローズアップ刑法総論』(成文堂 二〇〇二年)二頁。

22

林・前掲『刑法における因果関係理論』三一七頁

三号二七三頁など。

23 三七八頁、大判大正一四年七月三○日大刑集四巻四七○頁、 例えば、大判大正二年九月二二日刑録一九輯八八四頁、 大判大正一二年三月二三日大刑集二 大判昭和六年八月六日大刑集一○巻三六五頁、 巻 一五四頁、 大判大正一二年四月三〇日大刑集! 最判昭和二三年三月三〇日刑集二巻

25 24 もっとも、下級審の判例においては、相当因果関係説に依拠して因果関係を否定したものもなかったわけではない。 例えば、予見不可能な第三者の行為が介入した場合につき因果関係を肯定した大判昭和五年一〇月二五日大刑集九巻七六一頁 例えば、 東京控判昭和八年

26 例えば、 二月二八日新聞三五四五号五頁(いわゆる浜口雄幸首相暗殺事件判決) 海老原震一「判解」『最高裁判所判例解説刑事編(昭和四六年度)』二八七頁

27 このように評価するものとして、「判批」法律時報四三巻一二号 (一九七一年) 一七九頁、大谷實=上田健二「判批」法学セミナー一九七号 (一九七二

年)一三〇頁など。もっとも、本判決については、客観的相当因果関係説の立場に立つという評価も可能であるとされる(永井登志彦「判批」判例 タイムズ二七○号(一九七二年)一○○頁)。

28 この点につき、例えば、 山口厚『刑法総論[第二版]』(有斐閣 二〇〇五年)五九頁以下。

29 林・前掲『刑法における因果関係理論』三一七頁

## 一 裁判実務の因果関係の判断枠組み

ころ、夜間第三者が被害者を角材でさらに殴打したため(以下、これを「第二暴行」と呼ぶ)、これによりすでに発症してい これを「第一暴行」と呼ぶ)、致命傷となる脳出血を発症させて意識消失させた被害者を大阪南港の資材置き場に放置したと 死亡との間に因果関係を肯定することができ」ると判示し、被告人による第一暴行と被害者の死亡との間の因果関係を認めた が形成された場合には、 た脳出血が拡大され、 おりである。 近時の因果関係論の状況の作出に大きな役割を果たした大阪南港事件最高裁決定について、その事案を示すと、大方次のと すなわち、 被害者の死亡が若干早まった。これに対し、最高裁は、 仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の 被告人自らが営む三重県内の飯場において、被害者に対し頭部を殴打するなどの暴行を加え(以下、 「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害

本件において、 第二暴行に着目すれば、 本件第二暴行は、 すでに致命傷として与えられていたとはいえ、 脳出血をさらに拡

のである。

決 の判断を支持し、 者の死亡との間に因果関係を有しない」として、 血 n が殺人罪ないし致死罪に当たるとするのであれば、 大させ、 る」と評される。 を拡大させ幾分か死期を早める影響を与えたにとどま」り、 ば被害者の脳出血を拡大させることもなく、 (大阪高判昭和六三年九月六日刑集四四巻八号八六四頁)は、本件第二暴行は「既に発生していた右内因性高血圧性橋脳出 「暴行と被害者の死亡結果との間には、少なくとも条件説的な因果関係が存するといえよう。しかしながら、 被害者の死期を早める方向に作用したものである。この点につき、自然の死亡時期を早めて人の生命を断絶すること 右のような判示をなしたのである。それゆえ、本決定については、 したがって、 第二暴行と被害者の死亡結果との間の因果関係を否定した。 南港での第二暴行を無視することができなくなろう。 その死期を早めることもなかったからである。 「死因の惹起自体には関わりを持たないものであるから、 「条件説の根幹を否定する内容になって この第二暴行がなけ その意味において、 最高裁も控訴審 本件控訴審判 被害

期 が いう本件第二暴行の性質からすると、本件第一暴行と被害者の死亡結果との間の相当因果関係は否定されるはずである。 に立とうとも、 ある以上、 説に依拠すれば、本件においては、 ・重畳的に作用している以上、第一暴行と被害者の死亡結果との間の条件関係も存するといえよう。 が早まったのであり、 第一暴行が作出した被害者の脳出血が第二暴行によって拡大され、 本件第二暴行は、 一暴行は判断基底から除かれるということになる。加えて、 しかも、 まさに異常な介在事情であったといえよう。 その態様としても、 共犯関係にない第三者の、 倒れている被害者の頭部を角材で殴打するといったものである。 実行行為後の予期できない第二暴行の介在によって被害者の死 したがって、 被害者を死に至らしめているのであるから、 右に見たような死期を早める方向に作用したと 相当性の判断基底につきいずれの立場 もっとも、 相当因果関係 そうで しか 両者

13

西南学院大学法学論集

第四七巻

第一号

ているのである。 しながら、右に見たように、本決定においては、第一暴行と被害者の死亡結果との間の因果関係が肯定されているのである。 大阪南港事件最高裁決定は、条件説でも相当因果関係説でも説明のつかない判断枠組みに依拠して結論に至っ しかしながら、 学説の多くは、 本決定がなした結論を妥当なものとして捉え、 これを支持した

を与えたという点にあったのである。 の死期を早める方向に作用したという性質を有する第二暴行を捨象して、 介在したにもかかわらず、本件第一暴行と被害者の死亡結果との間の因果関係を肯定した。 める影響」を与えたにすぎず第二暴行がなくとも同時刻に被害者は死に至ったと考えられるのであり、 補いつつ右の判示を眺めてみると、 もかかわらず、 うことを根拠に導かれている。そして、この点こそ、相当因果関係説でも条件説でも説明のつかない判断枠組みに依拠したに 「無視しうるほどのものであった」とされたのである。こうして、本決定は、 本決定の結論は、 多くの学説が、 右に示した判示からも明らかなように、本件第一暴行が、被害者に対して死因となる致命傷を与えたとい 第一暴行と被害者の死亡結果との間の因果関係を肯定するという結論を妥当視した理由である。 第一暴行が被害者に対して死因となる致命傷を与えており、 第一暴行のみに帰属させる根拠は、 被害者の死期を早めるという異常な第二暴行が つまり、 第二暴行は 右に示したような被害者 それゆえ第二暴行は 「幾分か死期を早 第一暴行が死因

そうすると、死因には原因という意味が含まれているが、この概念は、条件説パラダイムのもとでも使用可能な概念であると とも可能である。この意味においては、 うまでもなく、 「よって」被害者が「死亡」したとして、 死因とは、 「死亡の原因」である。 「行為なければ死因なし(ひいては死亡結果なし)」として理解されることとなろう。 「行為が死亡原因を形成し死亡結果が発生した」という意味でとらえるこ もっとも、 この点につき、 「行為」が死亡原因たる

いうことになる

えて、 頁) は、 第 行により発生し、 学的所見および本件経緯、 と被害者の出血の性状が合致しないこと、③外因性による脳幹部出血に伴う頭蓋内変化の機序と被害者の状況が合致しないこ であるとすれば、 されたものであるとする内容であったのである。 り脳出血が発生したもの 因である可能性が極めて高いと結論付けたのである。死因が前者であるとすれば、 死因を頭部強打による脳幹部挫傷であるとしたのに対して、 至る頭蓋内の他の部分にも損傷を伴うのが通常であるが、 その後、 審における検察官の起訴事実は、 被害者の脳幹部である橋脳に出血があり、 った解剖学的知見に基づいた医学的法則などを用いて、 被害者の死因について詳細な検討を行い、 弁護人が控訴し事実誤認等を争った控訴審判決においても、 大阪南港事件においては、 または既に発生していた小出血を拡大憎悪したものであるとして、第一暴行と結びつけたのである。 ①解剖学的に、 (外因性)ということになり、第二暴行がこれを惹き起こしたと認定することが可能であろう。 被害者の状況から、 橋脳の位置関係から、 第一暴行・第二暴行とも被告人の犯行であり、 当初、 被害者の橋脳出血は内因性のものであることを認定し、 被害者の死因をめぐって対立があった。 これが死因であるという点から出発し、 しかし、 死因が脳幹部挫傷であることを否定した。すなわち、 加えられた外力は相当強力なものでなければならず、 第一審判決 第 被害者にはそれが見られないこと、 法則的に外因死の可能性を打ち消したのである。その上で、 一審公判段階における鑑定では、 (大阪地判昭和六○年六月一九日刑集四四巻八号八四七 地裁判決の判断を是認しつつ、第一暴行により出血が 被害者の頭部へ加えられた外力の作用によ 被害者の死亡は、 すなわち、 右出血の原因につき、これが外因性 ②外因性の場合の出 内因性高血圧性橋 捜査段階における鑑定が、 第 右傷害は、 解剖鑑定結果を踏ま 一暴行によって惹起 そのため脳幹部 本件第 脳 血 핊 の性状 [血が死 事実、 医 暴

正当である」としたのである

111

高 始まったと考えることに無理はないとした新たな鑑定結果を踏まえて、「(第一)暴行により既に死因となるに十分な内因性 圧性橋脳出血が被害者に惹起され」たと認定し(括弧内引用者)、また、上告審においても、 原審である控訴審の判断を

られる死因ではないといえるのである。 ら遡って合法則的に原因が追究されているのであり、ここから、 暴行に行きついた」というのである。そうであれば、 作ったものは何かという順序で法則的に検討を行っているのであって、 を検討していったことがうかがえる。つまり、被害者の「死亡の『原因』」となったものは何か、そして、その「原因」を 大阪南港事件は、 被害者の死因が何であるかをまず特定し、これをもとに死因を形成した行為が何であるのか また、この意味において、本決定は、むしろ原因説的な思考に基づいた合法則的な因 本件認定は行為から出発して考えられているのでは決してなく、 本決定における死因概念は、 「死亡原因を起点に原因を辿ったら被告人の 条件説パラダイムにおい 結果か て用い

果性の認定を行っているといえよう。

屋 り死亡した。これに対し、原審である控訴審判決(東京高判昭和四一年一○月二六日刑集二一巻八号一一二三頁)は、 害者の身体をアスファルト舗装道路上に逆さまに転落させ、 なものである。 「根の上に跳ね上げこれに気付かずに走行していたところ、 こうした原因説的な思考に基づいた因果判断は、 また、こうした思考に基づく因果判断であると理解することができる。米兵ひき逃げ事件の事案を示すと、大方次のよう 時速六○㎞で自動車を運転していた被告人が、 他においても見られるところである。 被害者は頭部打撲に基づく脳くも膜下出血及び脳実質内出 同乗者がこれを発見し、 過失により自転車で通行中の被害者と衝突し、 時速一 前出の米兵ひき逃げ事件最高裁決定 ○㎞の速度で走行中に同乗者が被 被害者を自車の 一般 血によ

的 ころであるとは到底いえない」と述べて控訴審の判断を否定し、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係の存在を否定 ような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、 同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであって、この ではなく、ことに、 さまに引きずり降ろし、 月九日刑集二一巻八号一一二一頁)を是認した。 ところである」と判示し、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した本件第一審判決(東京地判昭和四一年七 件において被告人の自動車の衝突による叙上の如き衝撃が被害者の死を招来することあるべきは経験則上当然予想し得られる て因果関係は中断せられず、 が結果発生の単独且つ直接の原因ではなくその間他人の行為が介入してその結果の発生を促進助長したとしても、これによっ に観察してその行為によってその結果を生ずるおそれのあることが、経験則上当然予想し得られるときは、 本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、 アスファルト舗装道路上に転落させるというがごときことは、 先の行為をなした者はその結果の発生に原因を与えたものとして責任を負うべきものであり、本 しかし、 最高裁は、 「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさか われわれの経験則上当然予想しえられると 経験上、 普通、 予想しえられるところ たとえその行為

うした条件関係の存在を前提としつつ、走行中の自動車の屋根から被害者を引きずり落とすという同乗者の行為の予測可能性 ることはなく、また死亡することもなかったであろうから、 がなされている。 米兵ひき逃げ事件最高裁決定に関しては、 本件においては、 被告人が被害者を自動車の屋根の上に跳ね上げなければ同 右に示したように、 条件関係は肯定される。ところで、 最高裁によって相当因果関係説が明確に採用されたとの評価 人が屋根から引きずりおろされ 相当説の手法からすると、こ

したのである

西南学院大学法学論集

なる。 判断を行っていると見ることができるように思われる。 混在させて判断を行っていることになる。してみると、 判断を行っているのである。 わざわざ因果判断をする必要はなかろう。しかしながら、最高裁は、こうした控訴審の判断を否定し、 として因果関係が肯定されてしまうことになる。すでに指摘されているように、仮にこうした判断で足りるというのであれば、 断したものであり、 当だ』とする高裁の論理の方が、 行為を除外して、 「被害者の死」まで抽象化し、 そうである以上、 その行為が予測可能であるというのであれば判断基底に組み入れ、逆に予測不可能であるというのであれ 『時速60㎞で走る自動車で人をはねる行為は、 被告人の過失行為から被害者の死亡結果が発生することが社会的に相当であるかが判断されるということに こうした判断は、 すでに指摘されているように、 また、 被告人による自動車の衝突行為から被害者の死に至ることは経験則上当然に予想し得ると判 相当説の手法に忠実である」ということになろう。もっとも、 右に示したような相当説の手法に照らして眺めると、 実行行為性さえ認められれば、その後の具体的な因果経過に関係なく常に相当性がある それ自体、 最高裁は、 相当因果関係説という視点からすれば、 一般的に人の死の危険を持っているから、 相当因果関係説の手法とは別の手法に基づいて因果関係の 最高裁は、 「予測不能な同乗者の 控訴審判決は、 相当性判断と判断基底を あらためて因果関係の 被害者の 結果をおよ がは同 死は相 四乗者の 行為を

者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたい」という点にある。 因果関係を否定した根拠は、 とは到底いえない」として、 右に示したように、 最高裁は、 「被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、 被害者の 確かに相当因果関係説ともとれるような口吻を呈している。 「死の結果の発生することが、 われわれの経験則上当然予想しえられるところである しかしながら、 すなわち、 本決定が 同乗

き着かなかったに過ぎないのである。つまり、ここでも結果から遡って合法則的に原因を追究する作業が行なわれているので であるということから出発して、これをもとにそうした死因を形成した行為は何かを法則的に検討したが、被告人の行為に行 鑑定結果を踏まえて、具体的に、 被害者の死因が脳くも膜下出血及び脳実質内出血であるとし、これは頭部の打撲によるもの

ある。

なろう。 学説の因果関係論と裁判実務の因果関係がリンクしてこなかった理由を垣間見ることができるのである。 裁判実務は、条件説の正等性の上に展開してきた学説の因果関係論とは異なる形で因果関係の判断を行ってきたということに 点からすると、当然に、条件説を前提とする相当因果関係説を採用しているわけでもないということになる。ということは、 るという点をも併せ鑑みると、判例は条件説に依拠して因果関係を判断してきたのではないということになろう。また、その おらず、 うかがえるのである。 このように、これら判例においては、死因を因果判断の起点として、合法則的に原因を辿る認定手法が採られていることが すなわち、 さらに、原因性そのものを内容とした死因という、およそ条件説パラダイムでは出てこない概念を用いて表現してい 前提において学説の因果関係論と裁判実務の因果関係との間に「ずれ」が生じていたのである。ここに、 また、これら判例は、いずれも「あれなければこれなし」というような条件説の典型的枠組みを示して

よう。

それでは、

裁判実務は、

具体的にどういう手法で因果関係の認定を行っているのか。次に、この点につき見ていくことにし

- 1 も、第二暴行と被害者の死亡結果との間の条件関係を肯定する 例えば、曽根威彦「判批」法学セミナー四三七号(一九九一年)一二三頁、 山中敬一「判批」ジュリスト九八〇号(一九九一年)一四三頁など
- 2 梅崎進哉『刑法における因果論と侵害原理』 (成文堂 二〇〇一年)二三八頁
- 3 伊東研祐『刑法講義総論』(日本評論社 二○一○年)七九頁 註)一六、松宮孝明編『ハイブリッド刑法総論』(法律文化社 二〇〇九年)七九~八〇
- 4 松宮編・前掲『ハイブリッド刑法総論』八○頁〔安達光治
- 5 中森喜彦「判批」西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第六版〕』(有斐閣 二〇〇八年)三三頁
- 6 手元の辞書によれば、いずれもこのように定義づけられる。例えば、新村出編『広辞苑[第六版]』(岩波書店 二〇〇八年) 一一九一頁など
- 7 形成した可能性を指し示すものであったとされる。 なお、大谷直人「判解」『最高裁判所判例解説刑事編(平成二年度)』| 三四頁によれば、第一審公判段階における鑑定は、第一暴行が死亡の原因を
- 8 告人が南港において角材で被害者を殴打したことを認めるにはなお合理的な疑問が残る」とされた。 ちなみに、被告人が第二暴行をも行なったとする検察官の主張については、「第三者が殴打した疑念を払拭し得ない事情が存することから、 被
- 梅崎進哉「行為後の介入事情と因果関係の認定」立石古稀祝賀(成文堂 二〇一〇年)九六頁。なお、括弧内引用者

9

10

- 文堂 二〇一二年)二一九頁は、控訴審判決は条件説的な考え方によるものとされる。 法総論』(日本評論社 二〇一三年)七五頁も、控訴審判決は相当因果関係説に依拠するとされるが、他方、大谷實『刑法講義総論〔新版第四版〕』(成 梅崎・前掲「行為後の介入事情と因果関係の認定」九六~九七頁。なお、この点、控訴審の依拠する立場については争いがあり、例えば、松原芳博「刑
- 松原·前掲『刑法総論』七五頁
- 梅崎・前掲「行為後の介入事情と因果関係の認定」九七頁
- 14 13 12 11 この点につき、川崎友巳「判批」大谷實編『判例講義刑法Ⅰ 総論』(悠々社 二〇〇一年) 六五頁
- 梅崎・前掲「行為後の介入事情と因果関係の認定」九七頁
- 15 梅崎・前掲『刑法における因果論と侵害原理』二三七頁以下

## 三. 因果関係の認定

において、裁判実務は、原因説的な判断枠組みによって因果判断を行っているのであり、条件説に依拠するものではな 前章でみたように、 ところで、こうした因果判断の手法は、実務においてはそもそも自明の事柄であるといえよう。それというのも、 裁判実務は、 結果から遡って合法則的に原因を追究することによって因果判断を行っている。その意味 刑事裁判

らないのである。 していることは、 結果から遡って事実を認定せざるを得ない実務においては至極当然のことであり、 行った者は誰かということを、 によるものか否かを判断し、犯罪によるものであることが明らかとなった場合に、いかなる行為が行われたのか、その行為を で刺して死亡に至らしめた」というように、行為からスタートして結果が発生するとしても、 らである。そうである以上、発生機序と事実の認定は異なる。すなわち、発生機序としては、 というのは、 イムで確認することはできないのであり、 過去起きた事実を現在の視点から認定する場であり、 行為、 77 したがって、被害者の死亡が結果として存在する場合において、その死亡原因たる死因を起点とすることは、 かにも実務的であるということになろう。学説の中には死因に焦点を当てて因果判断することについて疑 そして行為者へと遡っていかざるを得ないのであり、 過去の犯罪の痕跡たる証拠に基づいて認定することとなる。ここでは、すでに発生した結果 「Bの死体が発見された」ことからスタートし、 現在進行中の事実を現在の視点から認定する場ではないか 要するに、結果から遡って判断を行わなければな 前記二判例が死因を起点に因果関係を判断 なぜBは死んだのか、 実務においてはこれをリアルタ 「Aが殺意をもってBをナイフ それが犯罪

0)

判断につき、

行為を起点とする条件説に立つとされてきたのであろうか

重 間 要な役割を占めていることが指摘されているのである。 で挟む見解も少なからずあるが、実務家サイドからは、 実務における因果関係の認定において、死因に関する鑑定が極めて しかしながら、それにもかかわらず、なぜ、 裁判実務は、 因果関係

が、4 ŧ て、 採られることとなったために、 うした場合においては、 ら遡って原因を追究するという作業を丹念に行わずとも、 を拳銃で撃ち即死させた」という場合、 認定することができる。 このことをその理由の一つとして数えることができるように思われる。 通常問題となる多くの事案が、このような場合に該当するとされている。 死因に至る因果経過が単純な事案では、 の関係が否定されることはない。この場合、 因果経過が単純な事案では、 行為から出発する条件説的表現が直感的に認定された結論を正当化するために用いられており、 すなわち、 判例は条件説に立つとする土台を構築することになったのではあるまい 「Aが殺意をもってBをナイフで刺して即死させた」、あるいは、 因果関係に詳細な検討を加えずとも、 因果関係を問題とするまでもなく因果連関の存在を認定できることが指摘されている 因果関係を問題とするまでもなく、 当該行為によって当該結果が生じたということは明らかであり、 直感的に原因行為に辿り着くことができるからである。 例えば、被害者の死亡が問題となった事案にお それゆえ、多くの判例において条件説的表現が Aの行為とBの死亡との間の合法則的 直感的に合法則的な か。 原因—結果」 Aが殺意をもってB そして、 の関係を な 結果か 「原因 しか 15

か が指摘されているが、このこともその理由として数えることができよう。 び上がる事柄に即して過去の―検察官の主張する訴因-因果関係の認定に際して実務で用いられる法則に関して、 ―事実の認定を行わなければならないが、 しばしば因果経過の中間項を省略して因果判断を行うこと 刑事裁判においては、 証拠に基づいて、 その事実には、 実際上無数

0) 経 例 則 0) う結果との間に因果関係を肯定できることはいうまでもない。これに対して、 より転落し、 よって死亡した」という場合と、 断であるといえよう。この点につき、 と認定することができなかったのである。そして、 験則を用いて被害者の死は被告人の行為によって生じたものと認定できたが、 き特段の事情がない限り 蓋然的言明を内容とする経験則によることも許されるということになる。 事実ではなく、 実をおさえたうえで事実認定を行うことは不可能と言わざるを得ない。 因果関係を否定する者はおるまい。この場合も、 の用 たがために右経験則の使用に合理的疑いが生じ因果飛躍することができず、 具体的事実が絡み合うのであり、 知識も、 の中間項を省略した因果判断は、 、る判断 具体的認定の中で合理的疑いを超えない限りにおいて因果経過の中間項を省略した「因果飛躍」を含み、 脳挫傷により死亡した」という場合を例に考えてみよう。 訴訟的 が、 この種の法則知識によった因果判断であることを表しているとされるのである。 「事実」 「時速60㎞で走る自動車で人をはねれば、 なのである。 「ビルの屋上で、 しかも、それを認定する証拠についても制限的であることからすると、完全に実際上の事 「因果飛躍」ということを意識すると意識しないとにかかわらず、広く行われてきた判 「ビルの屋上で、 それゆえ、 米兵ひき逃げ事件でも用いられているような、 ナイフで刺すという実行行為を行って死亡結果が発生しているからである。 AがBを出血死させるつもりでナイフで刺したところ、 論者が指摘するように、 AがBを出血死させるつもりでナイフで刺したところ、出血多量に 被害者が死亡することもある」という因果飛躍を含んだ経 前者の場合、ナイフで刺すという実行行為と死亡とい いわば刑事裁判において問題となる事実は、 例えば、米兵ひき逃げ事件において、疑問を挟むべ 被害者の死は被告人の行為によって生じたもの 後者の場合においても、 「同乗者の引きずり落とし」という事情が存在 因果関係の認定に際してそこで用いられる法 「経験的に通常」という判 ところで、こうした因果 実行行為と結果との間 Bがよろけてビル しばしば 生の

判断 か、 通常であれば被害者の死を抽象化することはできず、 ら遡って、 つきに疑問を抱く状況が存すれば、 被害者の死も一 拠より導かれる具体的な える事案に該当するからである。 事案においては、 害者の死亡が結果として存在する場合に、死因が意味を持つといえるのである。 0) 為はナイフで刺すというものであるからその結びつきは明らかであるとしても、 であり、 その結びつきが問われなくてはなるまい。 が可能になる。 「具体的な」被害者の死なのであり、具体的結果に至った原因を法則的に辿ることが問題なのである。だからこそ、 結果につきその内容に焦点を当てると、その様相が変わってくる。 証拠に基づき 行為はナイフで刺すというものだからである。 定程度抽象化することも許される。 その内容に焦点を当てずとも、 これが、まさに、右の因果飛躍の場合であろう。しかしながら、内容を含む具体的な結果と行為との結び 「事実」関係を事細かに問題とせずとも、 「事実」関係をおさえたうえで、 死は常に具体的な事実関係と不可分であるとされるものの、 結果の抽象化は許されない。したがって、 すなわち、ここで問題とされる結果は、 因果関係を肯定することができる。まさに、 こうして、 脳挫傷による死亡という具体的結果を起点として、 原因を追究しなければならない。 脳挫傷がナイフで刺すことから生じることが合法則的なものである 「人をナイフで刺せば、 法則性の判断は可能である。そして、 因果飛躍は許されず、内容を含む具体的結果か 前者の死亡結果は出血死によるものであり、行 後者においては、 もっとも、 被害者が死亡することがある」 抽象化したおよそ それゆえ、 前者のように結びつきが明らか このような場合においては、 右に示した因果経 死亡結果は脳挫傷によるも 後者の場合においては、 その意味にお ナイフで刺すという 「被害者の死」では 過が単純 という とい 被 証 な

もっとも、

内容を含む具体的な結果と行為との結びつきに疑問を抱く状況が存するとしても、

証拠に基づく具体的「事実」をもとに丹念に検討されることになるのである。

それを弱める事実があれば、そ

実行行為に法則的に行きつくのかということが、

ことがある」という、 果飛躍がなされ、 る理由は、 問題にせずとも因果判断が可能となるのである。こうして、やはりこの場合にも、「人をナイフで刺せば、 いところから落ちることもあり、 あるため、 う事実である。すなわち、 れ以上の具体的「事実」関係を問題にする必要がなくなることもある。 ここにあろう。このように、 その結びつきを具体的に検討する必要があるが、 実行行為との間の因果関係が肯定されることがあるために、 因果飛躍を含んだ判断がなされることになるである。 通常であれば、脳挫傷による死亡からナイフで刺す行為に至る因果経過は疑問の余地があるもので ナイフで刺されればよろけることもあるという経験則が働き、 内容を踏まえた具体的結果から眺めた時に、 それが行われた場所がビルの屋上であるという事実があれば、 後者の場合においては、それが「ビルの屋上で」とい 後者の事例において、 およそ実行行為と結果が存すればいいように映 因果経過に疑問を抱く場合であっても因 それ以上の具体的因果経過を 直感的に因果関係を肯定す 被害者が死亡する 高

に、 具体的結果が同一であるとしても、 は同一である。しかしながら、後者においては、 肯定されることは右に見たとおりである。ところで、 血死させるつもりでナイフで刺したところ、意思を通じていないCが、殺意をもってBをビルより突き落して転落させたため ナイフで刺したところ、 ところで、 Bが脳挫傷により死亡した」という場合を例に考えてみよう。 このことは、 Bがよろけてビルより転落し、 別の視点を提供する。 遡って、 その結果を惹起した原因が異なるからである。 この点につき、 Aの行為とBの死亡結果との間の因果関係を肯定する者はおるまい。 前者も後者も、 脳挫傷により死亡した」という場合と、「ビルの屋上で、 右に示した「ビルの屋上で、 前者においては、 脳挫傷に基づく死亡結果、 因果飛躍を含む判断により、 後者において、 AがBを出血死させるつもりで ナイフで刺すというAの行為 Bの死亡の 因果関係が Aが Bを出 それは、

り、

条件説的な印象を与えることとなったのではあるまいか。

為とは、 することができなくなるのである。 因果経過過程の上にあるか否かが重要な問題であるということになろう。 否定されることとなるのである。 する行為があったとしても、 行為者の自由な意思決定に基づいた行為を介して発生するからこそ行為者に責任が問われ得るのであり、 第一行為者には原則として帰属しない。結果から遡って自由な意思に基づく行為に行きつけば、さらに遡って原因を追究 同一の因果経過の上に存在しえないことになる。 求めることはできない。 Cの突き落とし行為である。そして、このCの行為の原因を、さらに遡ってAに求めることができるか 自由な意思決定に基づく行為があれば、発生した結果は背後の第一行為者が左右したものではな してみると、因果関係を判断するに当たっては、結果から合法則的に遡って、行為が同 Cの行為が、C自身の自由な意思決定に基づくものだからである。 また、このように遡及が禁止されて切れてしまうことにより、結果と介在行為、 それゆえ、 後者においては、 裁判実務は、この点につき、 結果と背後の行為との間 すなわち、結果につき、 いかなる態度を示して 仮にその背後に先行 の因果関係が 背後の行 <u>ー</u>の

ŧ 15 存在する場合において、 であり、 純な事案や因果飛躍が許される事案に関してはいうまでもないことであり、また、 因果経過の同一性に関して、介在行為を含まない場合、 介在する他行為がない以上、 結果と行為とが同一の因果経過過程の上にあるといえるからである。 まさにこのことを表しているといえよう。結果が被害者の特殊事情と相まって発生したとしても、 これに起因して結果が発生した場合には、 結果から遡って行為へ至る法則性がある場合に、 問題なく因果関係を肯定することができる。この点、 実務上例外なく行為と結果との間の因果関係が肯定され 被害者に特異体質や隠れた病変等の特殊事情が 具体的因果経過が問題となる場合において その原因遡及を遮断するものは存しない その特殊事情の発 因果経過が単 0)

15

るの

ことができるからである。そうすると、 現は行為者の行為によって惹起されたものであり、ここには結果から行為へ至る合法則的原因遡及を遮断するものは存しない 行為者の行為が結果を発生させる直接の原因となったといえ、 因果経過の同一性の認定に関して問題にすべきは、 結果と行為とを同一の因果経過過程の上に置く 被害者の行為や第三者の行為等の

介在行為を含む場合に、

裁判実務がいかに判断しているかということになろう。

いる 0) 高 者死亡に寄与した直接の原因が求められたのである。すなわち、ここでは、具体的死因をもとにこれに基づく具体的結果と同 性である具体的死因の惹起それ自体に直接寄与したものとは言えず結びつきが弱いため、 在行為である第二暴行は、 という基準について、 基準を用いて因果判断を行っていることが指摘されている。そこで、これら基準が用いられた判例を見るに、 の原因を求めることはできずに捨象されることとなり、さらに遡って死因となる内因性の致命傷を与えた第一暴行に、 血 の因果経過の上にある行為を求める作業が行われているのであり、 介在行為を含む場合における判断において、最近の裁判実務の特徴として、 圧性橋脳出血であるという具体的内容を含む結果から出発し、この原因となった行為を法則的に遡って検討している。介 という基準は、 当該行為が結果と同一 先に示した大阪南港事件がこれを用いる。 被害者の死亡に関しその死期を幾分か早める方向に作用したもののその性質は外因性であり、 結果と行為が同一の因果経過の上にあることが合法則的であることを示す根拠となっているとい の因果経過過程の上にあることが示されているのである。 大阪南港事件は、 死因を基にそれを惹起した行為へと法則的に遡及するこ 「死因」、 すでにみたように、 死期を早めるという性質を有するも 「誘発」、 そうすると、ここで用いられて 「行為の危険性」という 被害者の死因 まず、 が内因性 死因 内因

えよう。

発する原因となったとして被告人の行為に遡及して、法則的に結びつけているのである。こうして、 の原因となった行為は何であるかを検討して被害者らの過失行為に求め、 ができる」と述べ、 直結していると認められるけれども、 関係を肯定した本件控訴審判決を是認した。 害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである」と判示し、 者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、 きないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害 措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、 生らのそばから離 グ 六八三頁) た。これに対し、 の潜水訓 日刑集四六巻九号六九七頁)を見るに、 「誘発」という基準について、 がこれを採用する。 |練の指導者が、 取り残された受講生と指導補助者の不適切な行動とも相まって、 最高裁は、 れ 因果関係を肯定している。 同人らを見失うに至った行為は、 夜間潜水の訓練を実施するに当たり、 「被告人が、夜間潜水の講習指導中、 夜間潜水訓練事件最高裁決定の概要を示すと、 ・・・・・・各過失行為は結局は被告人の過失行為に誘発され連鎖的に生じたものということ いわゆる夜間潜水訓練事件最高裁決定 ところで、 「指導補助者及び被害者の各過失行為が介在し、それらが死亡事故の結果発生に ここでは、 それは被告人の右行為から誘発されたものであって、 それ自体が、 本件最高裁決定が是認した本件控訴審判決 被害者の溺死という具体的結果からスタート 海中で空気を使い果たし、 特別の指示を与えないまま水中を一人で移動したため受講生 受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講 指導者らの適切な指示、 さらに、 受講生がボンベの空気を消費してしまい 大方次のとおりである。 (最決平成四年一二月一七日刑集四六巻九号 この溺死の原因たる被害者の過失行為を誘 被告人の行為と被害者の死亡との間 ひいては適切な措置を講ずることもで 誘導がなければ事態に適応した 合法則的な因果経過の同 (大阪高判平成四年三月 スキュー これをもとに溺死 被告人の行為と被 バ・ダイビン 0) 因果

ある。 るものではなく遡及しうるものであり、そして、その遡及が合法則的であることを誘発という言葉を用いて表現してい が判断されている。 そうすると、 ここで用いられている「誘発」という基準が、 すなわち、介在行為である被害者の過失行為と被告人の行為がそれぞれ独立した因果経過の上に存す 介在行為の背後に存在する行為が結果と同一の因果経過の るので

上にあることが合法則的であることを表す根拠となっていると理解されるのである。

裁は 他方、 降下操作を継続したという事情が介在したことは認められるものの、 というべきであって、 同 避けるためA便機長が急降下の措置を余儀なくされ、その結果A便の乗客が跳ね上げられ落下し負傷した。これに対し、 た航空機衝突防止装置 降下と言い間違えてA便に対して降下指示を出し、 ところで水平飛行していたB便に急接近し、異常接近警報が作動したため、 路管制業務を行うために必要な技能証明を取得するため実地訓練を受けていた航空管制官が、 集六四巻七号一〇一九頁)がこれを採用する。 時に、 さらに、 B機の機長も、 被告人が言い間違いによってA便に降下指示を出したことは、 B便も降下RAに従って降下し、その結果両機が接触、 「行為の危険性」という基準について、 ・・・・・結果発生の危険性を有する行為」と認定し、 自機のTCASの降下指示 T C A S が上方向への回避措置の指 日航機ニアミス事故最高裁決定の概要を示すと、大方次のとおりである。 (降下RA) に従って降下をしたため、 いわゆる日航機ニアミス事故最高裁決定(最決平成二二年一○月二六日刑 A便機長がその指示に従い降下の操作を開始したところ、 示 衝突するなどの事態を引き起こす高度の危険性を有していた (上昇 R A) ・・・・・・上昇RAに従わなかったことが異常な操作などと ほぼ同じ高度から、 その上で、 本来B便に降下指示を出すべきであったのに を発したにもかかわらず降下の操作を継続 A 便の A・B両機が著しく接近し、 A便が同指示に従って降下すると 「機長が上昇RAに従うことなく A便が上昇し左旋回を開始した A便に装備され 航空 A 便

ŧ 題 は、 在 が 因果経過の上に存するものではなく、 法則的に遡及している。こうして、 降下操作を継続したことは、 び付けた上で、 急降下によって避けようとしたニアミスを発生させることになったA便機長の上昇RAに反した降下操作という介在事情に結 指示との間の因果関係」とされていることからも明らかなように、 61 内引用者) したものであり、 といえ・・・・・そうすると、 はいえず、 同 は 事情が存在するものの、 実際に結果が発生し、そして、 本件最高裁決定が是認した本件控訴審判決 0) A便に上昇RAが発出されたにもかかわらず、 則的 因果経過過程の上にあるということ表現したものであると理解することができよう。 と判示し、 むしろ同機長が降下操作を継続したのは、被告人から本件降下指示を受けたことに大きく影響されたものであった な因果経過の同一 さらに、 同指示と 被告人の行為と乗客の負傷との間の因果関係を肯定した本件控訴審判決を是認した。 被告人の行為に遡及し得るか否かが検討されているのである。 その介在事情は背後にある行為に影響を受け惹き起こされたものであり、 (乗客らの負傷の事実を含む) 本件ニアミスとの間には因果関係があるというべきである] (乗客らの負傷の事実を含む) 本件ニアミスは、 被告人の誤った降下指示に影響を受けた結果惹き起こされたものであるとして、 性が判断されているのである。 介在行為であるA便機長の上昇RAに反した降下操作と被告人の行為がそれぞれ独立した 結果を発生しうる危険性を有する行為が行われたから因果関係が肯定されているのではな 同 一の因果経過過程の上にあるとされ、 (東京高判平成二〇年四月一一日刑集六四巻七号一二一九頁) において、 機長が上昇のための操作を行わず、 ここで用いられている「危険性が現実化したもの」 乗客の受傷を直接被告人の行為に結び付けるのではなく、 言い間違いによる本件降下指 因果関係が肯定されてい そして、 降下を続けたことと、 結果が存し、 A便機長が上昇RAに反 結局、 . る。 示の危険性が それを惹起した介 結果は、 すなわち、 被告人の降下 その背後 現実化 (括弧 して 問

められる根拠は、行為に危険性があるということであり、「行為の危険性」という基準が、介在事情の背後行為に遡及するこ 行為の危険性が故に惹起されたものであるということになるからである。そうすると、ここで介在行為の背後行為へ遡及が認

とが合法則的であるということを表す根拠となっていると理解されるのである。

断が、 れ、 断され、 という基準は、 のである。 介在行為に対する影響度が低い場合、介在行為者の自由な意思決定に基づく行為ということになり、背後行為への遡及が拒ま 果と介在行為との結びつきが強い場合、 介在行為との結びつきが弱い場合、背後の行為へと遡及され、背後行為が直接の原因とされることになる。これに対して、結 このように、介在行為が存在する場合においては、まず、結果に近い介在行為との結びつきが問われることになる。 別の因果経過となる。こうして背後にある行為と結果の因果経過過程の同一性を判断して、因果関係の認定を行っている 合法則的であることを示すために用いられていると理解されるのである。 その影響度が高い場合にも背後行為に遡及され、背後行為に原因が求められることになる。これに対して背後行為の もっとも、 介在行為が存在する場合における因果経過の同 いずれの遡及も合法則的なものでなければならないのであり、 まずもってその介在行為に原因が求められるが、 一性の判断に際し、 結果から遡及して背後行為へと辿る過程判 死因、 背後行為の介在行為への影響度が判 「誘発」、 「行為の危険性」

この点は、 実務家においても認められているところである。 例えば、 五月) 米山正明 | 因果関係の認定 | 木谷明編著 『刑事事実認定の基本問題 [第]

1

二〇一〇年)八二~八三頁

2 例えば、 |年度重要判例解説(一九九一年)一四三頁など。 山口厚『問題探求刑法総論』(有斐閣 九九八年)二五頁、 伊東研祐「判批」判例評論三九一号(一九九一年)六四頁、 山中敬 | 「判批」平成

小島裕史「因果関係」小林充=香城敏麿編『刑事事実認定(上)―裁判例の総合的研究』(判例タイムズ社

九九二年)二五五頁。

なお、

死因を起点

にした因果判断につき、高山佳奈子「死因と因果関係」成城法学六三号(二○○○年)一七一頁以下。

3

4 林陽一『刑法における因果関係理論』(成文堂 二〇〇〇年)三七頁

5 米山・前掲「因果関係の認定」九一頁。

6 林・前掲『刑法における因果関係理論』三七頁。

7 梅崎進哉「行為後の介入事情と因果関係の認定」立石古稀祝賀(成文堂 二〇一〇年)一〇一

8 この点につき、拙稿「有罪判決における「証拠上の理由」に関する「考察」久留米大学法学六五号(二〇一一年)四六~四七頁、

9 梅崎・前掲「行為後の介入事情と因果関係の認定」一〇一~一〇二頁

辰井聡子 『因果関係論』 (有斐閣 二〇〇六年) 一四七頁以下。

13 例えば、最判昭和二五年三月三一日刑集四巻三号四六九頁 (いわゆる脳梅毒事件最高裁判決) 最判昭和四六年六月一七日刑集二五巻四号五六七頁 (いわゆる布団蒸し心臓疾患事件最高裁判決)、最決昭和四九年七月五日刑集二八巻五号一九四頁(いわゆる未知の結核病巣事件最高裁決定)など。

いう批判もあろう。 このような理解に対しては、行為者は勿論、 て処理するべきであるように思われる。ある結果が行為に帰属しうるとしても、 いかなる理解を示しているかについては別途検討を要しよう。これについては、別稿に委ねることにしたい。 しかしながら、因果関係とは本来客観的なものであり、 仮に一般人も知りえなかった場合にも原因遡及をすることになり、 行為時の予測不可能な事情は、 行為者に帰属するとは限らないのである。もっとも、裁判実務 故意・過失といった責任の問題とし 行為者があまりにも酷であると

葛原力三「相当因果関係」法学教室二〇二号(一九九七年)七頁、 がこの点につき、 林・前掲『刑法における因果関係理論』三二一頁、 松宮孝明編『ハイブリ

論』(法律文化社 二〇〇九年)七八~七九頁[安達光治]など。 14

## むすびにかえて

条件説に依拠するものではなく、 合法則的に同一の因果経過過程の上にあるかを確認することにより、 以上みてきたように、 学説の因果関係論と裁判実務の因果関係がリンクしてこなかった理由を見出すことができるのである。 裁判実務は、 条件説を正当視し、条件関係を起点として論を構築してきた学説とは一線を画するものであ 結果から遡って原因を追究する原因説的手法による判断枠組みを用いて、結果と行為が 因果関係の認定を行っている。 したがって、 裁判実務は

する。 判実務が因果判断を行っていることを明らかにするにとどめ、 稿では紙幅の関係からそこまで踏み込むことができない。そこで、本稿においては、以上の検討から、 的に条件説の正当性が承認されてきたように思われるのである。今、なお、 によって原因説が克服されたために支持者を失ったのではなく、こうしたもっともらしい批判を前提としたうえで、 原因と条件を区別する基準を明確に提示することができない」というもっともらしい批判が向けられているが、こうした批判 が残る。 裁判実務は原因説的な手法を用いて因果判断を行っているのであり、原因説を「過去の学説」と認定してもいいものか、 これについては個別の判例を検討し、 このように裁判実務の因果関係の認定方法を検討することと、 一般的に、 原因説とは、 原因説は、 克服された議論なのであろうか。 現在では支持者を失った、 それぞれの判例それ自体の妥当性を検討しなければならない。 個別の判例の検討については、 過去の学説であるとして説明がなされる。 原因説に対しては、常套句的に「原因説は諸条件の 原因説の見直し、再検討が必要ではなかろうか。 その結論の妥当性を肯定することとは問題を異に 別稿に期することにし、 概ね右のような形で裁 しかしながら、 しかしながら、 单 から 疑問 現に 本

五月)

めくくることとしたい。

例えば、浅田和茂『刑法総論[補正版]』(成文堂 二〇〇七年)一三五頁、大谷實『刑法講義総論〔新版第四版〕] (成文堂 二〇一二年)二〇七頁など。

1

付記 重なご意見、ご示唆を賜った。記して心よりの謝意を表したい。 おける報告をもとに、大幅な加筆・修正をして執筆したものである。当日参加された裁判官、 本稿は、二〇一四年三月七日に九州国際大学黒崎サテライトキャンパスで開催された、 第九回北九州刑事判例研究会に 弁護士、研究者から、様々な貴